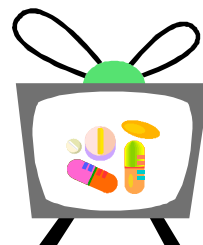


～ 患者さまへ ～

平成 18 年 4 月の医療法改正により、処方医が認可した場合のみ 代替調剤(後発医薬品への変更) が認められる事となりました。

ジェネリック医薬品とは？



テレビのCM本当なの？
良い事ばかり？
欠点はないの？

- 「新薬は特許取得をしてから 20 年～ 25 年位開発メーカーが独占製造・販売する事ができます。一般的にメーカーが新発売した医薬品で 6 年経過し、特許が切れた医薬品を他社がほぼ同一成分で製造・販売している商品」の事。先発医薬品に対し、後発医薬品とも言われています。

発売されているすべての医薬品に後発品(ジェネリック医薬品)があるわけではありません。

ほぼ同一成分ではありますが賦形剤他、少々違う成分もある為、全く同じ薬ではなく、適応症が少し違う場合があります。

例)

	商品名	適応症
先発品	セルベックスカプセル 50mg	下記疾患の胃粘膜病変(びらん、出血、発赤、浮腫)の改善 急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期、胃潰瘍
後発品	セフトックカプセル 50	胃潰瘍のみ

ジェネリック商品は 1 医薬品に 1 つではなく、数社から違う商品名で販売されており、薬価(国で決められた薬 1錠、1g 等の価格)が違います。

例)

先発品名	後発品名(ジェネリック)
ガスター錠 20mg	ガスメット錠 20mg、ガスポート錠 20mg、ガスイサン錠 20mg、ガスドック錠 20mg、ガスリック錠 20mg、ガモファー錠 20mg、ハーフタツミ錠 20mg、チオスター錠 20mg、ケラモ錠 20mg、モミアロン錠 20mg、ケミガスチン錠 20mg 等等。

代替調剤を希望されても、ジェネリック商品は数多くある為、薬局によって成分は同じでも違う商品名、剤形、色のジェネリック医薬品が出される場合があります。又、薬価も違いますので薬局によって薬剤料(会計)も違う事もあります。

